

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月10日（火）午後1時30分から午後2時20分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会長	6番	中山	雅史
会長職務代理	2番	菊地	典夫
委員	1番	萱橋	敏男
委員	3番	中山	茂徳
委員	4番	中山	一茂
委員	5番	海老原	
委員	7番	仲井	一人
委員	8番	文藏	嗣雄
委員	9番	岡野	幸雄
委員	10番	榎田	実

農地利用最適化推進委員（10人）

委員	大山	謙吉
委員	飯田	一夫
委員	澁谷	正信
委員	文隨	靖
委員	中島	一郎
委員	小菅	庄一
委員	吉田	義博
委員	山中	正市
委員	瀬川	仁
委員	飯泉	秀夫

農業委員会事務局職員（3人）

事務局長	千葉 裕康
事務局長補佐	大久保慎太郎

係長 飯山 克彦

4 欠席委員
なし

5. 傍聴者
なし

6. 議案

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）
議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）
議案第 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和 6 年 1 月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに切り替えますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の 2 番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくお願ひいたします。

1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、1 月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

令和 6 年も残りわずかとなりましたが、この 1 年間、農業委員、農地利用最適化推進

委員の皆さんには、大変なご尽力をいただきまして、改めまして感謝を申し上げたいと思います。来年も、引き続きのご尽力をお願いいたします。

本日は、総会終了後、農地利用最適化推進連絡会を予定しておりますので、皆様方の御協力をお願いします。

最後になりますが、本日の総会は、議案5件と報告事項3件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願ひします。

1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の10名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひします。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、2番菊地会長職務代理者、3番中山茂委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は10件となっております。

1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、合計4筆、[REDACTED]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、合計8筆、[REDACTED]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号7番、申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、合計5筆、[REDACTED]m²の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号8番、申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも田、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²、合計3筆、[REDACTED]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畠、面積は■■■■■m²、
■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畠、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、
地目は登記、現況とも畠、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、
現況とも畠、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畠、面積
は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畠、面積は■■■■■m²、
■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畠、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、
地目は登記、現況とも畠、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況
とも田、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積
は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、
地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積
は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畠、面積は■■■■■m²、
■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畠、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、
地目は登記、現況とも畠、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、
現況とも畠、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畠、
面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畠、面積
は■■■■■m²、合計23筆、■■■■■m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号9番、申請地は、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、
面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■m²、
■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、
地目は登記、現況とも畠、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも
畠、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畠、面積は■■■■■m²、
■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■、
地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■m²、合計8筆、■■■■■m²の自作地、契約内容
は売買となっております。

続きまして受付番号10番、申請地は、■■■■■字■■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、
面積は■■■■■m²の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。
説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。4番中山一徳委員よりお願いします。

1. 中山一徳委員

12月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、菊地職務代理者、仲井委員、私、事務局からは千葉事務局長、大久保事務局長補佐の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は5ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約575アールを耕作しており、牧草、野菜を作付けする農地所有適格法人です。

申請地は、登記、現況とも田、4筆、[REDACTED]m²を、事業拡大のため売買により譲り受け、大豆の作付けをする予定です。

続きまして受付番号2番、地図は6、7ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約457アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稻、麦、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、8筆、[REDACTED]m²を規模拡大のため、農地中間管理機構が行う特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は8ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、柿の木が植えている状態でした。

申請者は、自作地約40アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、[REDACTED]m²を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は9ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約111アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、麦を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、[REDACTED]m²を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号5番、地図は10ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、き

れいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約346アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稻、麦、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、[REDACTED]m²を贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号6番、地図は11ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、新規就農者になります。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、[REDACTED]m²を売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号7番、地図は12、13ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約905アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は4名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、5筆、[REDACTED]m²を贈与により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号8番、地図は14、15ページになります。

申請地は、[REDACTED]の周辺、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている農地、木や草が生えており、耕作はされていない農地でした。

申請者は、自作地約441アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、6筆 [REDACTED]m²、登記、現況とも畑、17筆 [REDACTED]m²、合計23筆、[REDACTED]m²を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号9番、地図は16ページになります。

申請地は、[REDACTED]の周辺になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした

申請者は、自作地約217アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、5筆、[REDACTED]m²、登記、現況とも畑、3筆、[REDACTED]m²、

合計 8 筆、[REDACTED] m²を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号 10 番、地図は 17 ページになります。

申請地は、[REDACTED] の [REDACTED] 側になります。現地は、竹が生えており、耕作はされていない状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約 531 アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は 1 名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1 筆、[REDACTED] m²を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、受付番号 1 番から受付番号 10 番については、農機具等も所有しております、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議を進めてまいりますが、受付番号 10 番については、小菅推進委員が議事参与の制限に該当しますので、2 つに分けて審議を進めてまいります。

議案第 1 号受付番号 1 番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号 2 番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号 3 番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号 4 番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号 5 番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号 6 番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号 7 番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号 8 番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号 9 番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第 1 号の受付番号 1 番から受付番号 9 番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第 1 号の受付番号 1 番から受付番号 9 番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて、受付番号 10 番について審議いたします。小菅推進委員の退席をお願いします。

(小菅推進委員退席)

1. 議長（中山会長）

それでは審議します。受付番号10番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第1号の受付番号10番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第1号の受付番号10番については原案のとおり許可することに決定いたしました。小菅推進委員の復席をお願いします。

(小菅推進委員復席)

1 議長（中山会長）

以上審議の結果、議案第1号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は1件となっております。18ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は進入路整備のためとなっております。

申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²、合計2筆、[REDACTED]m²でございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。2番菊地会長職務代理者よりお願ひします。

1. 菊地会長職務代理者

12月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山一徳委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は19ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、自己住宅への進入路が、建築基準法の許可要件を満たしていないため、申請地2筆、[REDACTED]m²を利用し、自己住宅への進入路を整備する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、自己住宅への進入路を整備するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は5件となっております。20ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、自己住宅建築のための贈与となっております。

申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]、地目は登記、畠、現況、雑種地、面積は[REDACTED]m²でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は、駐車場整備のための売買となっております。

申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²でございます。

続きまして受付番号4番、申請理由は、介護施設建築のための売買となっております。

申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²でございます。

続きまして受付番号5番、申請理由は太陽光発電設備設置のための売買となっております。

申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]、地目は登記、現況とも畠、面積は[REDACTED]m²、合計2筆、[REDACTED]m²でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料1」をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番仲井委員よりお願ひします。

1. 仲井委員

12月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山一徳委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は22ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、[REDACTED]m²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は23ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、[REDACTED]m²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は24ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地の隣接地で[REDACTED]を経営しておりますが、外来患者の

増加等により駐車場が手狭になってしまったため、申請地1筆、[REDACTED]m²を利用し、28台分の駐車場を整備する計画とっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、駐車場を整備するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、地図は25ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、[REDACTED]m²を利用し、介護施設を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、介護施設を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号5番、地図は26ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたします。

申請者は、別紙「参考資料1」にもありますが、発電量は49.5kwで595wパネル168枚、パワーコンディショナー10台を設置する計画となっております。

低圧配電線への系統連系申込もされており、第2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。27ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が85筆で、223, 695m²、畑が36筆で、36, 787m²、合計121筆、260, 482m²です。貸し手が45人で、借り手が22人

となります。

次に更新案件ですが、田が47筆で、112, 867m²、畑が18筆で、18, 843m²、合計65筆、131, 710m²です。貸し手が26人で、借り手が18人となります。

合計では、田が132筆で、336, 562m²、畑が54筆で、55, 630m²、合計186筆、392, 192m²です。貸し手が71人で、借り手が40人となります。

権利の設定開始は、令和7年1月1日からとなります。

詳細につきましては、28ページから37ページの農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいりますが、35ページの受付番号147番から受付番号159番は9番岡野委員、受付番号160番から受付番号168番は8番文藏委員、受付番号169番から受付番号173番は4番中山一徳委員、受付番号174番から受付番号186番は山中推進委員が議事参与の制限となっております。したがいまして、5つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号1番から受付番号146番について審議いたします。ご質問のある方は举手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号1番から受付番号146番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号1番から受付番号146番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて、受付番号147番から受付番号159番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

(岡野委員退席)

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号147番から受付番号159番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号147番から受付番号159番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号147番から受付番号159番については原案のとおり許可することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

(岡野委員復席)

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号160番から受付番号168番について審議いたします。8番文藏委員の退席をお願いします。

(文藏委員退席)

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号160番から受付番号168番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号160番から受付番号168番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号160番から受付番号168番については原案のとおり許可することに決定いたしました。文藏委員の復席をお願いします。

（文藏委員復席）

1. 議長（中山会長）

続いて、受付番号169番から受付番号173番について審議いたします。4番中山一徳委員の退席をお願いします。

（中山一徳委員退席）

1. 議長（中山会長）

それでは審議します。受付番号169番から受付番号173番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号169番から受付番号173番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号169番から受付番号173番については原案のとおり許可することに決定いたしました。中山一徳委員の復席をお願いします。

（中山一徳委員復席）

1. 議長（中山会長）

続いて、受付番号174番から受付番号186番について審議いたします。山中推進委員の退席をお願いします。

（山中推進委員退席）

1. 議長（中山会長）

それでは審議します。受付番号174番から受付番号186番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号174番から受付番号186番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号174番から受付番号186番については原案のとおり許可することに決定いたしました。山中推進委員の復席をお願いします。

(山中推進委員復席)

1. 議長（中山会長）

以上審議の結果、議案第4号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除お願いします。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」をご説明いたします。38ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が11筆で、12,578m²、畑が233筆で、161,326.32m²、合計244筆、173,904.32m²です。貸し手が49人で、借り手が1団体となります。

次に更新案件ですが、田が56筆で、135,389m²、畑が21筆で、34,513m²、合計77筆、169,902m²です。貸し手が18人で、借り手が1団体となり

ます。

合計では、田が67筆で、147, 967m²、畑が254筆で、195, 839. 32m²、合計321筆、343, 806. 32m²です。貸し手が67人で、借り手が2団体となります。

権利の設定開始は、令和7年2月1日からとなります。

詳細につきましては、39ページら55ページの農用地利用集積等促進計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第5号について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第5号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても56ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が11筆で、12, 578m²、畑が236筆で、166,

793. 32m²、合計247筆、179, 371. 32m²です。貸し手が50人で、借り手が6人となります。

次に更新案件ですが、田が56筆で、135, 389m²、畑が21筆で、34, 513m²、合計77筆、169, 902m²です。貸し手が18人で、借り手が9人となります。

合計では、田が67筆で、147, 967m²、畑が257筆で、201, 306. 32m²、合計324筆、349, 273. 32m²です。貸し手が68人で、借り手が15人となります。

権利の設定開始は、令和7年2月1日からとなります。

詳細につきましては、57ページから73ページの農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいりますが、72ページの受付番号301番から受付番号317番は9番岡野委員、受付番号318番から受付番号324番は3番中山茂が議事参与の制限となっております。したがいまして、3つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号1番から受付番号300番について審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号1番から受付番号300番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号の受付番号1番から受付番号300番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて、受付番号301番から受付番号317番について審議いたします。9番岡野

委員の退席をお願いします。

(岡野委員退席)

1. 議長（中山会長）

それでは審議します。受付番号301番から受付番号317番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号301番から受付番号317番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号の受付番号301番から受付番号317番については原案のとおり承認することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

(岡野委員復席)

1. 議長（中山会長）

続いて、受付番号318番から受付番号324番について審議いたします。3番中山茂委員の退席をお願いします。

(中山茂委員退席)

1. 議長（中山会長）

それでは審議します。受付番号318番から受付番号324番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号318番から受付番号324番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号の受付番号318番から受付番号324番については原案のとおり承認することに決定いたしました。中山茂委員の復席をお願いします。

（中山茂員復席）

1. 議長（中山会長）

以上審議の結果、議案第6号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除お願いします。

1. 議長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項2件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は74ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための所有権移転が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は75ページから87ページをご覧ください。

今回の合意解約は59件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが9件、耕作者変更のためのものが6件、中間管理事業に変更するためのものが36件、農地法第3条申請のためのものが7件、利用権の再設定をするためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、12月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和6年12月10日

つくばみらい市農業委員会

議長

印

議事録署名委員

印

議事録署名委員

印